

## 経済史 2 ( 経済史 B ) 平成 17 年度京都大学経済学部講義 ( 担当:坂出健 )

### 教材 10.1 ( 2005 年 12 月 13 日 )

#### 第 8 ・ 9 講 第二次大戦の起源・運営・帰結のまとめ

なぜ、チェンバレン内閣は、宥和主義外交を続けたのか？

- ・ ドイツとの戦争 = アメリカからの借款の必要性和対米依存

#### 1940 年 5 月 ドイツ、フランス侵攻

ナチス・ドイツのフランス侵略に対して、アメリカの財政援助 ( 武器貸与援助 ) 受け入れ、対独本格参戦するかどうか？

・ 参戦前段階において、FDR 政権が「西半球の防衛」という論理を越えて、軍事援助を手段としてグローバルな形で枢軸国と対決 ( 反枢軸のグローバルポリシー )

・ と同時に、武器貸与援助は単なる軍事援助ではなく、それを交換条件としてアメリカの戦後経済秩序の受け入れを供受国に迫るものであった。

武器貸与援助:「枢軸国の攻撃に対して英帝国を防衛すると共にその解体をはかる二重の意味でのグローバルポリシーの原型」(油井(1972)) 武器貸与協定をめぐる英米交渉・角逐が開始

41 年 7 月 ケインズが訪米し武器援助協定交渉はじまる。

41 年 8 月 大西洋会談:ルーズヴェルト×チャーチル

- ・ 戦争目的と終結のためのルールを明示した「大西洋憲章」発表

#### 英「大英帝国・特惠関税保持」×米「オープン・ドア要求」

英米間の対立がどのように調整され戦後の経済秩序をめぐる構想が成立するか？

相互援助協定 ( 武器貸与援助受入 ) 交渉

・ 武器貸与援助の「見返り」:アメリカは武器貸与援助の代償に、被援助国の軍事的行動によるアメリカの防衛強化という利益に加え、返済ないしそれに代わるべき利益を要求。

- ・ アメリカは援助と引き替えに、イギリスから戦後アメリカの世界政策 ( 貿易・為替の「自由化」を基礎とする多角貿易の再建 ) に従うという約束をとりつけようとした。

・ 焦点は 英帝国特惠関税制度・オタワ協定の廃棄 ( 通商 ) と スターリング圏の解体 ( 財政・金融 )

- ・ 相互援助法第 7 条 1942 年 2 月 23 日 英米相互援助協定調印

- ・ イギリスが戦後「国際的交易における一切の差別待遇の撤廃、関税その他の貿易上の障害を減少させる」ためにアメリカと共同歩調をとる旨が明文化 多角主義原則への合意

- ・ 英連邦特惠関税については曖昧

- ・ ブレトン・ウッズ会議 ( 1944 年 7 月 1 日 連合国通貨金融会議 ) - 多角主義原則の具体化

#### 第 10 講 ブレトン・ウッズ構想の破綻からマーシャルプランへ

##### 【1】ブレトン・ウッズ構想実現の試みとその破綻

[ 1 ] ブレトン・ウッズ構想実現の試み

「戦後構想の三本の柱」(ガードナー): ブレトン・ウッズ機関 国際貿易憲章 英米金融協定

##### (1) ブレトン・ウッズ機関

1944年7月 ブレトン・ウッズ協定

1946年3月 サバナ会議(ジョージア州):ブレトン・ウッズ機関(IMF/IBRD)創立総会

IMF(国際通貨基金:International Monetary Fund)

1930年代の世界経済が各国の平価切下げ競争により分断され崩壊したとの反省

為替の自由化・安定化が主要な課題

IBRD(世界銀行:International Bank for Reconstruction and Development)

戦後復興に必要な長期性の資金を融資

第二次大戦後の国際通貨・金融取引の枠組み:「ブレトン・ウッズ体制」

第二次大戦後の国際経済(通貨・貿易)の枠組み:「IMF=GATT体制」

と漠然とこうした経済システムの起源と内容は?

- ・ さしあたり「ブレトン・ウッズ体制」の内容としては  
為替取引の自由化 貿易・投資の発展

IMF協定第八条:商品・サービスなどの経常取引にたいする為替管理の禁止

(自国通貨と外貨との交換に制限を設けない)

為替の安定化

- ・ アメリカ以外の各国はドルを基準にして固定相場を設定
- ・ アメリカは各国の通貨当局が保有するドルを金1オンス=35ドルの公定価格で金に交換することを保証(1934年の金準備法(アメリカの国内法)が基礎)

\* 金本位制に類似した固定相場制

## (2) 国際貿易機構

- ・ 通商面におけるBW機関に相当する協力機構の必要

1946年10月 ロンドンに準備委員会が招集され国際貿易憲章についての討議が開始(ロンドン会議)

1947年10月 ITO(International Trade Organization:「自由・無差別」の世界貿易体制を実現する機構)の前段階としてGATT(General Agreement on Tariff and Trade、関税と貿易に関する一般協定)締結

自由貿易を達成するために関税軽減と数量制限(輸入割当制、輸入許可制、為替管理など)の撤廃を最大の目標

- ・ 互恵原則:通商交渉において、一方的な優遇や譲歩を排除し、他国からの見返りを要求
- ・ 多角原則:二国間交渉で得られた成果は、他の第三国にも無差別で適用する。

(GATT第1条最恵国条項 新たに導入された関税引き下げが、両国と通商協定を締結しているすべての国に無差別で適用され、多角的に波及)

- ・ 例外条項

国際収支に著しい困難が生じた場合、国内的に農業保護政策に障害が生じる場合、数量制限が免責( :ヨーロッパ諸国の外貨(ドル)不足への配慮、 :アメリカの農業保護政策への配慮)

既存の特恵措置はそのまま認め、しかも関税同盟や自由貿易地域を最恵国条項の適用からはずす。(イギリスがオタワ協定による帝国特恵制度の継続を主張)

## (3) 英米金融協定(1945年)

第二次大戦中の英米交渉

\* 武器貸与(lend lease)援助をめぐる英米交渉の争点

米)援助の見返りに、戦後アメリカの世界政策(貿易・為替の自由化を基礎とする多角的自由貿易の実現)へのイギリスの同意 英帝国特惠制度の廃棄とスターリング地域の解体

1942 年英米相互援助協定

第 7 条:イギリスが戦後「国際的交易における一切の差別待遇の撤廃、関税その他の貿易上の障害を減少させる」

\* ブレトン・ウッズ協定

英)スターリング地域解体に同意

・ IMF 協定第 14 条 = 「過渡期」条項により先のばし

戦後のドル不足(dollar shortage)問題

- ・ アメリカと欧州との圧倒的な生産力格差
- ・ 戦時中の欧州の疲弊 アメリカは輸入先を欧州から西半球へシフト
- ・ 東西欧州の分断 欧州内貿易網が分断されアメリカ含む西半球への輸入依存
- ・ 復興のためのアメリカからの資本輸入
- ・ 貿易外収支の悪化

戦時中に拡大した生産力をもつアメリカとしても商品の輸出先確保のため座視しえない。

[ 図 ] スターリング地域のドル赤字とそのファイナンス

ワシントン交渉

1945 年 8 月 15 日 日本降伏により第二次大戦終結

8 月 21 日、米政府、武器貸与による物資供給を英への予告・相談なく打ち切り。

1945 年 9 月 11 日第 1 回正式会議 ~ 12 月 6 日協定調印

\* イギリス:駐米イギリス大使ハリファクス卿・ケインズ

- ・ 援助が得られなければ「自由化」政策に協力しない(できない)
- ・ 援助は贈与ないし無利子借款 60 億ドル
- ・ 自由化義務は過渡期条項を盾に実行を遷延する。

\* アメリカ:財務長官ピンソン・経済担当國務次官補クレイトン

(4 月 12 日 FDR 急逝により、財務長官モーゲンソー、ホワイトなどニューディーラー退く)

- ・ 援助は利子つきで借款もイギリスの要求より少なくする。
- ・ 新規援助の付帯条件に「自由化」の実質化 過渡期の短縮

1945 年英米金融協定(Financial Agreement between the Government of the United States and the United Kingdom)

- ・ 武器貸与債務の決済については寛大な条件(200 億ドル以上の対英純債権を全額棚上げ)
- ・ イギリスは 37 億 5000 万ドルの利子つき借款を獲得
- ・ 貿易多角化の義務 差別制限撤廃の義務の厳密な規定
- ・ IMF 協定第 14 条に規定された「過渡期(transitional period)」の 1 年への短縮

第 2 条:対英借款の目的は「本協定および他の協定の規定する多角化義務の遂行を助ける」点にあると明記し、經常勘定のポンドおよびポンド残高の対ドル自由交換を協定発行後一年間以内に実行する義務をイギリスに課す。

\* 過酷なひもつき借款という性格 多角化構想実現のための英米協調

## [ 2 ] ブレトン・ウッズ構想の破綻

ブレトン・ウッズ構想

1930年代のブロック経済化・貿易縮小

自由・無差別の通商決済システムの構築

課題 スターリング圏

ドイツ復興問題:大陸欧州に占める経済的・政治的・地理的重要性

ブレトン・ウッズ構想実現のための「三つの柱」

ブレトン・ウッズ機関(IMF・IBRD):IMFによる通貨の交換性回復

国際貿易機構:世界大での貿易自由化

英米金融協定(1946年7月)

スターリング圏解体の約束

ポンドの交換性回復・ポンド残高処理・貿易における無差別条項

### (1)ブレトン・ウッズ機関(IMF・IBRD)

1946年9月 IMF・世銀、ワシントンで第1回年次総会

\* 1946年を通じたアメリカの政策決定者の楽観主義

・世界が必要とするドルに対する過小評価

1946年12月 FRB:1947年に世界が必要とするドルは35億ドル(外国の金ドル準備・対英借款等で対応可能)

・IMF・世銀の融資能力に対する過大評価

国連総会でのクレイトンの発言「IMF・世銀は150億ドルの融資能力をもつ」

世銀の融資能力:米国の出資金6億3500万ドル

(米国の未払出資金含めても32億ドル)

IMF:復興融資を意図しておらず、戦後過渡期においては資金を温存する方針

「1947年の危機」

政治面:国際連合通じた「一つの世界」実現 米ソ両陣営の対立

経済面:国際収支不均衡(ドル不足問題)

アメリカの貿易収支      西欧の貿易収支

1946年 82億ドルの黒字      58億ドルの赤字

1947年 113億ドルの黒字      75億ドルの赤字

・第二次大戦前西欧の貿易赤字を埋め合わせていた貿易外収支も悪化

・IMF

1947年6月 理事会方針「加盟国からの援助申請は借款がIMF協定の目的に沿っているかどうかで判断」 短期的な安定を目的とする融資を拒否 1947年前半、IMFの為替取引は事実上停止

米国を除く加盟各国は、IMF協定の過渡期条項援用し、為替制限を実施。

・世銀

直接融資に使用できる資金は少なく、民間の海外投資に対する保証業務も外国証券市場再開の目処たためため期待できず。

民間資本の主な供給源であったウォール街の信認を得る必要

1947年2月大幅な人事更迭:世銀総裁にウォール街の弁護士ジョン・マックロイ(後のドイツ高等弁務官)就任 世銀は商業ベースにのる特別な活動に役割を限定、復興融資の主な担い手ではないことを示唆

\* ブレトン・ウッズ機関は「1947年の危機」に対して機能を発揮できず。

## (2)1947年ポンド危機

英米金融協定:米国の巨額のドル借款 イギリスの多角主義復帰の詳細な規定

これにより戦後過渡期の問題が解決するとの期待

- ・ 1947年7月15日 英米金融協定に基づく多角化義務(ポンド交換性回復)が発効予定
- ・ 1947年7月15日 イギリス、英米金融協定に基づきポンド交換性回復に踏み切る。

急激なドル流出(英政府は米国借款からの引出しで対応)

- ・ 1947年8月18日 英代表団、ワシントンへ向かう(この時点での米借款の未引出し額は8億5000万ドル)

ワシントン(緊急)会談(8月20日覚書発表)

ポンド交換性問題 交換性停止

無差別条項(第9条)

- ・ イギリスは米国の物資を輸入するにあたって、米国以外の国からの同じ物資の輸入を制限しないかぎり、これを制限できない。 1947年夏の状況での履行はドル流出を招く。
- ・ ワシントン会談:米国代表は無差別条項の下で「現在のイギリスの対外金融ポジションが例外的に異常である点を考慮する」 ドル地域以外の諸国を優先と米国物資に対する差別制限を米国側黙認

\* 緊急措置:交換性回復停止・スターリング圏のドル資材輸入制限・英米金融協定9条(無差別条項)延期  
スターリング圏維持の姿勢

## (3)国際貿易機構

目的:関税その他貿易障壁の引き下げ・国際貿易上のすべての差別待遇の廃止

ジュネーブ会議(1947年4月)

\* 英連邦諸国と米国との間での関税と特惠関税の問題の解決

英連邦諸国の特惠関税廃止 米国の関税引下げ

米代表団クレイトン(国務省)

- ・ 米国の関税を1945年水準の50%に引き下げる権限
- ・ 英国特惠関税および各国の特惠関税廃止が目標

(1946年の議員選挙で共和党勝利 貿易上の成果を議会で発表する必要)

- ・ 交渉

イギリス側:特惠関税の引下げには同意するが廃止は拒否 デッドロックへ

- ・ 特恵関税廃止は実現せず妥協。

「関税および貿易に関する一般協定」(GATT)成立

国際貿易憲章

1945 年秋 英米「国際貿易雇用会議に関する提案」

- ・ 数量制限撤廃に原則合意
- ・ 例外:戦後過渡期における国際収支を擁護するための制限

1946 年 2 月 国際連合経済社会理事会、国際貿易雇用会議設立に関する協定の起草

1946 年 10 月 ロンドン会議、国際貿易憲章についての討議開始

「憲章草案(ロンドン草案)」

戦後過渡期:1949 年 12 月 31 日まで

- ・ 国際貿易憲章最終草案準備委員会

1947 年春 ジュネーブ 第 1 回会合

1947 年冬 ハバナ 第 2 回会合

- \* 差別制限に対する例外規定をめぐる議論

1948 年 3 月 23 日 ハバナで最終的に国際貿易憲章の調印(ハバナ憲章)

- ・ 新たな特恵関税・特恵関税の拡大が禁じられる。
- ・ 既存の特恵関税の撤廃についても交渉の議題とする。

国際貿易機構の流産

- ・ イギリス:特恵関税廃止に対する反対論

- ・ アメリカ:議会の批准をめぐって

1948 年:マーシャルプラン

1949 年:北大西洋条約機構(NATO)が優先的に議論

1950 年:国際貿易機構に関する公聴会開始

国民のブレトン・ウッズ機関・国際連合に対する幻滅

ジュネーブ合意での関税引下げ 国内の生産者への圧迫 保護貿易圧力

- \* 1950 年 12 月 6 日 政府発表「国際貿易憲章の案件は再び議会で提出すべきでない」

**国際貿易憲章の流産**

### ブレトン・ウッズ構想の破綻

- ・ 世界大での自由・無差別の通商決済システムの構築 「1947 年の危機」を機に破綻

1947 年のポンド交換性回復危機を通じてスターリング圏の解体先送りへ

- ・ 新たな復興に対するアプローチ登場の必要性 **マーシャルプラン**

欧州地域内の復興と通商決済自由化に重点 世界大での復興と通商決済自由化

ドイツ復興問題に関する方向転換 - ブレトン・ウッズ構想の下では懲罰的「モーゲンソー・プラン」

(非工業国化・農業国化)に基づき戦後世界構想に位置づけられず。

### 【参考文献】

ガードナー 『国際通貨体制成立史(上下)』(東洋経済新報社、昭和 48 年)